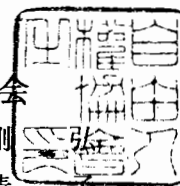


司法制度改革審議会
会長 佐藤幸治様

2000年9月20日

社団法人自由人権協会

代表理事 内田剛
同 金城清子
同 江橋 崇
同 更田 義彦
同 秋山 幹男



意見書

社団法人自由人権協会は、当協会の「市民と司法改革プロジェクト」における検討結果に基づき、司法制度改革の論点項目である「国民の司法参加」を実現するための一方策として、以下のとおり、Amicus Curiae（裁判所の友）の制度の導入を提言します。

第1 提言

日本の裁判手続に Amicus Curiae を導入するため、民事訴訟法、行政事件訴訟法、刑事訴訟法等に所要の改正を加えてつぎの趣旨の規定を設けることを提言します。

1. 何人も（国の機関を除く）、「裁判所の友」として、係属中の事件に関する法律上及び事実上の問題点について、裁判所の許可を得て、裁判所に意見書を提出することができる。
2. 「裁判所の友」の意見書提出許可の申立ては、当該事件に係属している裁判所に対し、以下の事項を簡潔に記載した申立書に、提出を予定する意見書を添付して行なわなければならない。
 - ① 事件の表示（事件番号・当事者の氏名）
 - ② 裁判所の友として意見書を提出する者の住所、氏名
 - ③ 求める判断の趣旨（認容・棄却・却下）

④ 意見書の要旨

3. 「裁判所の友」の意見書提出許可の申立てをする者は、申立書及び意見書の副本を、当該事件の全当事者に直送しなければならない。
4. 意見書提出の許可の申立ては、事実審においては口頭弁論終結時まで、上告審においては上告理由書又は上告受理申立理由書もしくは答弁書の提出期限までに、行わなければならない。
5. 「裁判所の友」の意見書提出許可の申立てがなされた場合、裁判所は、意見書の内容が訴訟の内容又は争点と全く無関係であるか、又は意見書提出の許可によって著しく訴訟の遅延を生ずるおそれがある場合を除き、当該申立てを許可するものとする。
6. 申立人は、裁判所が申立てを許可しない場合でも異議を述べることはできない。
7. 裁判所は、「裁判所の友」の意見書を判断に利用することができる。

第2 提言の理由

1. Amicus Curiae とは

Amicus Curiae（裁判所の友）とは、当事者（参加人を含む）以外の第三者が事件の処理に有用な意見や資料を提出し裁判所を補助する制度です¹。

2. Amicus Curiae の必要性・有用性

Amicus Curiae が我が国の裁判制度に必要・有用とされる理由の第一は、Amicus Curiae により、現在よりもさらに広く市民に支持されるような正しい裁判を確保し、これによる市民の司法への信頼を醸成することができることです。

まず、判決の結果に事実上の利害・関心を有する者の意見を広く参考にすることは正しい裁判の確保につながります。とりわけ民事訴訟は伝統的に私人間の具体的権利義務の紛争解決を目的としており、民事訴訟の手續構造は当事者主義的構造を前提としてきたことから、判決は裁判の当事者のみを拘束する相対的なものであると考えられてきました。しかしながら、判例法主義または制定法主義のいずれをとわず、裁判の判決が先例となり、将来の判断に影響を及ぼす以上、当事者のみならず判決の結果に対し事実上の利害又は関心を有する者が存在することは否定できません。事件の種類によっては裁判所は背後に社会問題が控えた重大な法律問題を解決し、立法に代わって政策形成について積極的役割を担わなければならない場合があります。

¹ 森川金寿「裁判所の友（アミカス・キュリアイ）」自由と正義1951年9月号33頁、34頁、森川金寿「裁判の民主的コントロール—アミカス・キュリアイについて—」『裁判法の諸問題（上）兼子博士還暦記念』264頁、266頁（1969）、伊藤正己「Amicus Curiae について—その実際と評価—」『裁判と法（上）菊井先生献呈論集』129頁、132頁（1967）。

ます。たとえば、差別、表現の自由、宗教の自由、環境をめぐる問題²などの憲法訴訟や行政訴訟は、その判断の結果が裁判の当事者個人のみならず特定のグループまたは市民全体に影響を与えます。

次に、裁判所の友が裁判の当事者の一方を支援することにより、個人の当事者の訴訟遂行能力を補充し、公平で正しい裁判を確保します。たとえば、訴訟当事者間で著しく訴訟遂行能力が不均衡な場合、個人が会社や国などを相手に訴訟を行う場合、Amicus Curiae の関与によって訴訟遂行能力の不均衡を是正することができます。このことは刑事訴訟においても全く同様です。

さらに、Amicus Curiae は裁判所の調査活動の補充機能を果たし、正しい裁判を確保することができます。たとえば、死刑制度の是非³、わいせつ概念⁴などは市民の意識が判断に反映せざるを得ないはずですが、とくに弁護側にとってこの資料の収集は容易ではありません⁵。Amicus Curiae として市民が提出する政治的、経済的、社会的データは裁判所の判断のための重要な資料と考えられます。

また、近年の訴訟の専門化・高度化に伴い、専門知識を有する個人や団体が Amicus Curiae として訴訟に関与するならば、裁判所にとって新しく難解な法の分野の形成を正しく行うために有益でありましょう。

国内的な視点からだけではなく Amicus Curiae は国際化の観点からも正しい裁判に役立ちます。国際化の進展によって訴訟も国際化が進んでおり、外国法の解釈や外国の文化、習慣、制度を前提に裁判を進める必要のある場合に、外国の個人、団体等が Amicus Curiae として

² アメリカでは、1946年から1995年にかけて、Amicus Curiae 意見書が20以上提出された事件の種類は、中絶の権利、優遇措置（アファーマティブアクション）、死ぬ権利、懲罰的賠償、表現の自由、宗教の自由、ゲイの権利などである。Joseph D. Kearney & Thomas W. Merrill, *The Influence of Amicus Curiae Briefs on the Supreme Court*, 148 U. Pa. L. Rev. 743, 831-34(2000)(APPENDIX A).

³ 最高裁昭和23年3月12日大法廷判決（刑集2巻3号191頁以下）参照。「憲法は、その制定当時における国民感情を反映して右のような規定を設けたにとどまり、死刑を永久に是認したものとは考えられない。ある刑罰が残虐であるかどうかの判断は国民感情によって定まる問題である。而して国民感情は、時代とともに変遷することを免れないのであるから、ある時代に残虐な刑罰でないとされたものが、後の時代に反対に判断されることも在りうることである」との補充意見は、国民の意識に着目する必要があることを強調したものである。

⁴ 最高裁昭和32年3月1日大法廷判決（刑集11巻3号997頁以下）参照。最高裁は「わいせつ文書」とは、徒らに性欲を興奮または刺激せしめ、普通人の正常な性的羞恥心を害し、善良な性的道義観念に反するものと定義したが、普通人の正常な性的羞恥心を害するかどうか、善良な性的道義観念に反するかどうかは、市民の意識の問題であって、ここでも市民の意見が判断資料とされるべきである。

⁵ 死刑が憲法36条の残虐な刑罰の禁止に違反しないとする最高裁判決の補足意見は、「裁判所としては、死刑を適用するときは、常にその時代と社会の状況及び犯罪と刑罰の均衡に対する国民の意識の変化に着目して、死刑が残虐と評価される余地がないかを検討すべきである」と述べ、国民の意識を考慮する資料を検討しているが、この国民の意識に関する信頼すべき資料は十分とは言い難いとの前置きがある。最高裁平成5年9月21日第三小法廷判決補足意見（裁判集刑事262号421頁）大野正男『弁護士から裁判官へ』167頁、168-177頁（2000）参照。

意見書を提出できるならば⁶、裁判所はこれによって正しい判断を行うことができます。そして、外国における日本の裁判制度への信頼も増すことは疑いありません。

Amicus Curiae が我が国の裁判制度に必要・有用とされる第二の理由は、市民に司法参加の機会と意欲を与えることができることです。市民にとって、裁判の内容や結果は、公開裁判の傍聴や新聞等のマスメディアの報道によって知るところがほとんどであり、市民の権利義務に関連するところが大きいにもかかわらず、裁判は市民にとって遠い存在となっています。市民が裁判手続に直接関与しうる Amicus Curiae は、市民の裁判に対する関心を引き寄せる原動力になると考えられます。これからの社会の公益的活動は、NPO 法人などの団体などによって担われることが多くなると考えられますが、様々な分野で専門的知識や経験を蓄積した市民団体が、Amicus Curiae の制度によって司法に参加し貢献することが多いに期待されます。

Amicus Curiae の制度を導入するについては、訴訟資料が膨大になり裁判所の負担が増大する、裁判官に対する圧力となる、裁判官が法と論理を軽視し具体的解決を誤る危険がある、ロビイングの一部であり感情の表明にすぎず有用でない場合が多いなどの指摘⁷も予想されます。しかしながら、ここに述べたとおり Amicus Curiae にはこれらの指摘をはるかに上回る有用性が存在すると考えられています⁸。

なお、米国では連邦司法省公民権部など政府機関の Amicus Curiae の意見書の有用性が指摘されていますが⁹、我が国では政府の意見に裁判所が左右されることに対する懸念があること及び市民の司法参加として制度を位置づけることから、国の機関は「裁判所の友」から除外しました。

以上のとおり提言いたしますので、ご検討のうえ、貴審議会の報告書において取り上げていただきたく、お願い致します。

添付資料 「アメリカ連邦最高裁判所における Amicus Curiae」

：千葉大学法経学部助教授 金原 恭子

早稲田大学政治経済学部助教授 川岸 令和

社団法人自由人権協会会員弁護士 小町谷 育子

⁶ 廣瀬正幸「現代の米国特許訴訟における公正かつ公平な裁判のための第三者の役割—amicus curiae と legislative facts」『企業法学』5号292頁、302頁（1996）によれば、アメリカでの特許訴訟において、松下電器産業は米国松下電器と共同でアミカス意見書を提出している。アメリカにおける日本企業の Amicus Curiae は今後増える可能性をはらんでいる一方、日本においては外国企業の裁判への参加の場はない。

⁷ 小島武司『民事訴訟の新しい課題』76頁（1975）参照

⁸ Lee Esptein, *Interest Group Litigation During the Rehnquist Court Era*, 9 J.L. & POL. 639, 650(1993)は、レーンキスト・コートは1990年に Amicus Curiae 意見書の提出許可の申立てのあった115件のうちたった1件のみ許可しなかったことを報告している。アメリカではほとんどすべての Amicus Curiae 意見書の提出が認められているのが現状である。

⁹ 田中英夫・竹内昭夫『法の実現における私人の役割』98頁以下（1987）参照。小林秀之『新版・アメリカ民事訴訟法』100頁以下（1996）参照。連邦司法省の公民権部は、国民の人権擁護のための種々の活動を行っており、裁判所の友として意見を述べることもあり、社会的影響力を有する。